

資料2 学校等における児童等の安全確保のための指針

第1 通則

1 目的

この指針は、佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例（平成26年佐賀県条例第17号）第13条第4項の規定に基づき、乳幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）の安全を確保するための方策を示すことにより、学校等における児童等の安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校等の学校及び保育所等の児童福祉施設等（以下「学校等」という。）を設置し、又は管理する者（以下「学校等の管理者等」という。）に対して、学校等における児童等の安全を確保するための具体的方策等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、または規制を課すものではない。
- (2) この指針は、関係法令等を踏まえ、学校等の管理体制の整備状況等、地域や学校等の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的方策等

学校等の管理者等は、児童等の安全を確保するため、その担当者の設置及び教職員等による校内組織の整備を行い、安全管理体制を確立するとともに保護者、地域、関係機関及び関係団体との連携を図り、当該学校等の実情に応じた安全推進体制の整備に努めるものとする。

1 安全確保対策

学校等の管理者等は、平常時における安全体制を確立するため、次のような対策に努めるものとする。

- (1) 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入防止対策
 - ア 出入口の限定
 - イ 普段使用しない門扉の施錠等
 - ウ 関係者以外の立入りを禁止する旨の立て札、看板等の設置
 - エ 来訪者用の入口及び受付の明示
 - オ 来訪者誘導用ラインの表示
 - カ 来訪者の名簿への記入及び来訪者証の使用
 - キ 来訪者への挨拶及び声掛けの励行
 - ク 防犯カメラ等の効果的な運用
 - ケ 不審者の侵入防止や死角の排除等を目的とした教室、職員室等の配置

- コ 不審者が侵入しようとした場合や侵入した場合に対処するための防犯ベル（注）、緊急通報装置等の設置
 - サ 教職員等による学校内外の巡視
- (2) 園外・校外活動時における安全確保対策
- ア 防犯ブザーの貸与及び携行の指導
 - イ 訪問先等との連絡及び連携
 - ウ 安全確保に必要な人員の配置及び連絡通報体制の確立
- (3) 休日等における安全確保対策
- ア 始業前、放課後、休日等（以下「休日等」という。）の活動における防犯体制の確立
 - イ 学校等の開放時における安全確保に必要な人員の配置
- (4) 「不審者侵入時の危機管理マニュアル」の策定
- 2 施設・設備の点検及び整備
- 学校等の管理者等は、学校等の安全管理を徹底するため、次のような施設・設備の点検及び整備に努め、毀損や問題点がある場合は、速やかに整備に努めるものとする。
- (1) 校門、囲障、外灯、校舎の窓、校舎の出入口、施錠設備等
 - (2) 防犯ベル、ブザー、防犯カメラ等の防犯設備
 - (3) 校内放送設備、インターホン、電話等の通報装置、警察等への非常通報装置等の防犯設備等
 - (4) 刺股、防犯スプレーその他の不審者が侵入した場合に対処するための防犯用具等
 - (5) 死角の原因となる立木等の障害物の有無
- 3 緊急時に備えた安全体制の確立
- 学校等の管理者等は、不審者が侵入し、児童等に危害が及ぶおそれがある場合等の緊急時に備えるため、次のような対策に努めるものとする。
- (1) 教職員等の危機管理意識の向上を図るための研修・訓練
 - (2) 学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれのある事案が発生した場合の保護者への連絡や登下校方法の決定
 - (3) 緊急時の避難通路の妨げとなる障害物の除去又は移動
 - (4) 緊急通報装置等の設置場所や使用方法等の熟知
 - (5) 児童等の避難誘導方法の熟知
 - (6) 園外・校外活動における緊急時の連絡通報体制の確立
 - (7) 警察署、消防署等の関係機関への通報方法の確立
 - (8) 休日等の緊急連絡方法の確立
 - (9) 校内連絡体制の整備
- 4 安全教育の充実
- 学校等の管理者等は、児童等が日常生活全般における安全確保のために必要な

事項を実践的に理解し、犯罪の被害者にならないための知識を習得し、かつ様々な危険を予測できる能力を育成するため、次のような対策を推進するとともに、保護者に対する啓発に努めるものとする。

- (1) 不審者侵入時の対処方法を習熟させる避難訓練及び防犯訓練の実施
- (2) 地域における危険箇所、「子供 110 番の家」等の周知
- (3) 「地域安全マップづくり」等を通じて、地域社会の安全に関し、児童等が主体となって学ぶ教育の実施
- (4) 防犯ブザーの携帯と使用方法の周知

5 関係団体、関係機関等との連携

- (1) 保護者、地域及び関係団体（PTA、自治会、防犯ボランティア団体、青少年育成団体等）との連携

学校等の管理者等は、保護者、地域及び関係団体と連携し、児童等の安全を確保するため、次のような対策に努めるものとする。

- ア 学校等の敷地内及び周辺パトロールの協力体制の確立
- イ 「子供 110 番の家」との連絡・協力
- ウ 不審者を発見した場合の学校等への通報体制の確立
- エ 不審者情報等の周知の方法の確立
- オ 児童等の登下校時等における見守り活動

- (2) 市町、警察署、消防機関その他関係機関との連携

学校等の管理者等は、市町、警察署、消防機関その他関係機関との連携を図り、児童等の安全を確保するため、次のような対策に努めるものとする。

- ア 学校等の内外の巡回及び安全確保のための協力体制の確立
- イ 関係機関の協力による交通安全教室、防犯教室、心肺蘇生法実習、犯罪被害者等の講演を通じた命の大切さを学ぶ教室等の実施
- ウ 緊急時の連携体制の確立
- エ 医療機関等との連携による心のケアを含めた対応
- オ 近隣学校を含めた関係機関による不審者情報等の相互連絡体制の確立

(注)「防犯ベル」とは、犯罪の発生のおそれがある場合等非常の場合において、押しボタンを押すことによりベルが吹鳴する、赤色灯が点灯するなどの機能を有する装置をいう。